

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	8	総合的な母子家庭等の自立を図ること
	I	母子家庭の生活の安定を図ること
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	児童扶養手当制度の適正な運営を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
児童を監護する母子家庭の母に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給している。					
・ 関連する経費（平成17年度予算額）					
児童扶養手当給付費負担金及び児童扶養手当給付費 325,244 百万円					
(評価指標の考え方)					
児童扶養手当支給件数により、受給者数の増減等の傾向を把握している。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
児童扶養手当支給件数（件）	759,197	822,958	871,161	911,470	935,966
(備考)					
厚生労働省福祉行政報告例					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
平成15年全国母子世帯等調査によると、母子世帯数は、1,225,400世帯で前回調査（平成10年全国母子世帯等調査）に比べ270,500世帯、28.3%の増加となっている。また、母子世帯の平均年収は212万円であり（平成15年全国母子世帯等調査）、一般世帯の平均年収（589万円）と比して低い水準にある。
また、養育費の取り決めをしている離婚母子世帯の割合は34%、現在も養育費を

受給している離婚母子世帯の割合は約18%（いずれも平成15年全国母子世帯等調査）と低い水準にある。

このような現状を踏まえ、平成14年に、母子家庭等の自立促進、生活の安定を図るため、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正を行い、平成15年度から生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進していくこととなった。

なお、この児童扶養手当法の改正においては、児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならないという規定を設けるなど、児童扶養手当制度を、離婚等による生活の激変を一定期間で緩和し、その期間に集中的に支援を行い、母子家庭の自立を図る観点から見直したものである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

近年、離婚件数は、平成14年289,836件、平成15年283,854件、平成16年270,804件となっており、平成14年をピークに、近年、減少へ転じてはいるものの、児童扶養手当支給件数は依然として増加している。児童扶養手当の支給により母子世帯の生活に必要な所得の確保が行われている。

政策手段の効率性の評価

児童扶養手当の支給については、市町村が窓口となって児童扶養手当の認定請求書等を受け付けることで、市町村が持つ情報をもとに、支給要件の適否や所得についての確認を行うなど、効率的に行っている。

総合的な評価

児童扶養手当受給者は、母子家庭の増加に伴い増えているが、平成15年度から母子家庭等の自立に向け、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な取組を推進しており、児童扶養手当は、母子家庭等の自立に向けた経済的支援の一つとして大きな役割を果たしており、目標達成に向けて進展があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日 閣議決定）
 男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日 閣議決定）（抄）
 第2部 施策の基本的方向と具体的施策
 5. 男女の職業生活と過程・地域生活の両立の支援
 （3）家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

イ ひとり親家庭等に対する支援の推進

○ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進

- ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立を図る。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆（平成 14 年 11 月 8 日）・参（平成 14 年 11 月 21 日）の厚生労働委員会）。

児童扶養手当の受給期間が 5 年を超える場合の手当の一部支給停止に係る政令を定めるに当たっては、就労施策等の進捗状況などを十分踏まえて行うこと。

⑤会計検査院による指摘

なし。